

令和元年度【五日市はつらつセンター】評価票

受託法人名 社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会
代表者職氏名 会長 倉田 克治

			良くできて いる	できている	できていない ことがある	自己評価	第三者 評価
	項目	内容					
1 基本的事項(事業計画等の取組)							
①	事業計画等への取組	事業計画を理解し取り組んでいるか。	3	2	1	市事業計画に沿ってセンターの事業計画を具体化し実施できている。	3㉔1
②	適切な人員配置	事業実施に十分な人員体制はできているか。3職種の業務について適切な職務分担はできているか。また、管理者は職員の管理、事業全体の把握等適切に役割を果たしているか。	3	2	1	三職種で役割分担し、業務を行ったが、総合相談の量や内容の複雑化により、現在の人員数では、対応が困難になってきているため、人員の見直しが必要である。	3・2㉔1
③	施設環境	高齢者に配慮した設備となっているか。また、相談室、会議室及び利用者専用の駐車場が設置されているか。	3	2	1	市役所五日市出張所内にあり、わかりやすく事業所表示を掲げている。事業所内に相談コーナーを設けている。相談者は市役所駐車場に駐車することができている。	3㉔1
④	24時間体制の確保	窓口開設時間外の緊急連絡体制が取れているか。	3	2	1	職員が業務用携帯電話を所持し、24時間の緊急連絡体制を確保している。土日夜間電話対応件数129件(前年91件)となっている。	3㉔1
⑤	チームアプローチ体制	職員間の情報共有、専門性を生かした助言・相談体制ができているか。	3	2	1	毎朝のミーティングによる情報共有及び三職種の専門性を活かした助言をしている。また、相談内容をシステムに記録し、担当者が不在であっても対応可能な体制を確保している。	3㉔1
⑥	職員研修の実施、苦情対応	職員の専門性と接遇・マナーの向上に取り組み、苦情対応や再発防止に適切に取り組んでいるか。	3	2	1	苦情にはすぐに対応し、法人の管理職及び市へ報告している。当事業所への苦情は10件、他事業所の相談に乗ったのは13件。述べ対応件数は、77件であった。	3㉔1
⑦	地域住民に対する広報	パンフレット、チラシを作成、配布し周知をしているか。また、あらゆる機会を利用した広報を行っているか。	3	2	1	3包括共通のパンフレット・チラシを活用し、訪問・講座・窓口相談でPRしている。また、社協広報誌に掲載し、同様にPRしている。	3㉔1
⑧	事業報告書等の提出状況	市及び外部の照会に迅速・適切に対応し、月報等の報告を期限内に遅滞なく提出しているか。	3	2	1	業務量の増大により、勤務時間外等での対応も行っており、期限を守る努力をしている。	3㉔1
⑨	中立・公平性への配慮	事業を圏域内で中立・公正に行うよう配慮しているか。	3	2	1	各種関係機関と協力し、多角的意見を取り入れ、妥当な判断となるよう心がけている。	㉔2・1
⑩	個人情報の適正な管理	個人情報の取扱いについて、職員全員が遵守できているか。	3	2	1	利用者ファイル等事業所内の鍵のかかる書庫に保管している。11月に個人情報取り扱いに関する研修を実施し適正な管理に努めるよう心がけた。	㉔2・1
⑪	介護予防支援プラン作成	介護予防支援業務における利用サービス事業所に偏りはないか。	3	2	1	利用者に複数選択肢を提示し、選択していただくことにより公平性に努めている。	㉔2・1

2 総合相談支援に関すること										
①	実態把握への取組	さまざまな手段により地域の高齢者の実態把握を行っているか。			3	2	1	総合相談と民生委員との連携を中心に実態把握をこ ろがけている。民生委員との情報交換会を5回実施し た。	3②・1	
②	総合相談のプロセス	総合相談のプロセスは適正に行われているか。速やかな対応と信頼関係の構築に 努めているか。積極的に訪問活動をしているか。相談内容は全て記録しているか。			3	2	1	市役所五日市出張所内に事務所を構えているため、窓 口相談比率が高い。懇切丁寧な対応をこころがけてお り、訪問が必要と判断した場合に、すみやかに訪問し、 すべて記録するようこころがけている。 相談件数は2,277件で、うち、訪問件数は294件で、相談 に対する訪問割合の平均値は、12.9%である。	③・2・1	
		参考								
		相談件数全体に対する 訪問の割合	1 ～10%	2 10～12%						3 12%～
		訪問回数は参考基準であり、個別支援対応等含めて自己評価すること。								
③	社会資源活用の取組	地域の社会資源の把握や社会資源との連携ができているか。			3	2	1	常時社会資源情報の更新をしている。また、一覧表を作成し、希望さ れた市民やケアマネジャー等に配布しているほか、ホームページ上に アップして広く周知している。生活支援コーディネーターとの情報連携も おこなっている。	③・2・1	
④	ネットワークの構築	地域において継続的に支援ができるネットワークを構築しているか。			3	2	1	保健・医療・福祉サービス・町内会・自治会・警察・消防・ 民生委員・ふれあい福祉委員・商店・宅配業者・廃棄物 業者・ガス業者・乳酸菌飲料配達業者等とのネットワ ークの構築ができおり、地域の高齢者に異変があった際 に連絡が入る。	3②・1	

3 権利擁護に関すること

①	権利擁護への取組	高齢者の人権、権利を守るため、積極的に介入しているか。			3	2	1	成年後見制度の活用を促進するとともに、介護保険施設と連携した虐待対応、在宅高齢者の虐待事例及び困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用するなど、高齢者の在宅生活が維持できるよう努めた。関係者向けに高齢者虐待対応に関する研修、市民向けに消費者被害防止に関する研修をそれぞれ1回実施し、合計65名の参加があった。高齢者専門法律相談会を年6回開催し、18名の市民が相談をした。	3②・1
	参考								
	高齢者専門法律相談会	1 ～5	2 6	3 7～					
	相談会の実施回数は参考基準であり、個別支援対応等含めて自己評価すること。								
②	成年後見制度の活用	成年後見制度の利用について必要性を判断し、支援をしているか。			3	2	1	社会福祉協議会相談支援係と連携し、地域福祉権利擁護事業の利用及び、成年後見申し立ての支援(1件)を行った。	3②・1
③	虐待対応	虐待事例を把握した場合、緊急性を判断し、適切な支援をしているか。			3	2	1	48時間以内に現地確認をこころがけるとともに、あきる野市虐待対応マニュアルに沿って迅速に対応している。通報のあった人数6人 虐待と捉えた人数3人 前年度からの継続ケース4件	3②・1
④	消費者被害対応	消費者被害の事例を把握した場合、消費生活相談窓口と連携して必要な支援をしているか。			3	2	1	あきる野市消費生活相談窓口と情報交換会を実施し、高齢者が消費者被害にあっている可能性がある判断した際、消費生活相談窓口と連携し支援を実施した。必要時、都の消費生活総合センターとも連携をとった。相談者数8人	3②・1
⑤	周知活動の実施	成年後見制度の活用や、虐待、消費者被害等を未然に防止するため、周知活動や情報交換を行っているか。			3	2	1	市民向けの介護予防講座等を行う際に、成年後見制度の活用や、高齢者虐待、消費者被害等を未然に防止するための周知活動や情報交換を9回実施した。1月14日には特殊詐欺被害防止に関する講座を実施し、30名の参加があった。	③・2・1
	参考								
	周知活動の実施回数	1 ～1	2 2	3 3～					
	周知活動の実施回数は参考基準であり、その他の活動等含めて自己評価すること。								

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関すること

①	関係機関とのネットワークの構築	介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携づくりのため、情報交換、会議、研修等を実施しているか。			3	2	1	あきる野市、東部・中部高齢者はつらつセンターと共催で、「Finding Lost!!この人をさがせ!!」を介護の日のイベント開催時に、実施(スタンブラリーゴール者112件 家族連れが多かったため実際の参加者は倍以上と目算) 警察との情報交換会及び「あきる野市医療・介護地域連携検討委員会」等に参加。主任介護支援専門員連絡会の企画・実施。生活保護係、生活困窮担当、消費生活相談員、生活支援コーディネーターとの情報交換会を行い、連携を図った。五日市民生・児童委員協議会等との情報交換会を3回実施。その他関係機関との会議で連携をはかった。	3②1								
	参考	<table><tr><td rowspan="2">研修の実施回数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>～1</td><td>2</td><td>3～</td></tr></table> 研修の実施回数は参考基準であり、その他の取り組み等を含めて自己評価すること。								研修の実施回数	1	2	3	～1	2	3～	
研修の実施回数	1	2	3														
	～1	2	3～														
②	介護支援専門員へのサポート	介護支援専門員からの相談対応等個別支援のほか、困難事例については、関係者会議の開催、同行訪問、サービス担当者会議への参加など支援を行っているか。			3	2	1	研修会の実施 ・「～困難事例に対応するために～バウンダリー(境界)ワーク」60名(市内34名 市外26名) ・「アセスメントの向上(アローチャートを用いて)」37名(市内37名) 専門員相談会他 ・専門員相談会は12回定期実施した。29事例を検討した。 ・あきる野市主任介護支援専門員連絡会 内容 居宅介護支援事業所と包括共催研修について、圏域別地域課題について等 17名 ・主任介護支援専門員資質向上のための研修受講履歴証明書の発行 56件	3②1								
	参考	<table><tr><td rowspan="2">研修の実施回数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>～1</td><td>2</td><td>3～</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="2">専門員相談会の実施回数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>～11</td><td>12</td><td>13～</td></tr></table> 研修等の実施回数は参考基準であり、その他の個別支援対応等を含めて自己評価すること。								研修の実施回数	1	2	3	～1	2	3～	専門員相談会の実施回数
研修の実施回数	1	2	3														
	～1	2	3～														
専門員相談会の実施回数	1	2	3														
	～11	12	13～														

5 介護予防マネジメント支援に関すること

①	介護予防事業利用促進への取り組み	介護予防事業利用勧奨者に対し、電話等により介護予防事業の利用を勧め、個々の状態に合わせた介護予防に取り組むことができるように支援しているか。また、状況により総合相談対応にて継続的・専門的な支援を行っているか。			3	2	1	介護予防把握事業対象者は1,212人中利用勧奨対象者は49名だった。利用推奨の成果は35.3%であった。対象者やそのご家族へ連絡を取る際、双方より聞き取りを行っている。たとえ教室に参加されなくても、いつでも健康相談が可能であることを説明するとともに、他の介護予防となる活動の場についてもいねいに説明するようところがけている。今年度は3回以上電話連絡してもモニタリングできない26件の方には、自宅へ訪問し、地域包括支援センターのチラシを配布し、普及啓発を行った。訪問後、必要な方には五日市はつらつセンター看護師より主任介護支援専門員や社会福祉士、関係機関と連携し、総合相談に切り替え、継続的な支援へつなげた。あわせて、柔道整復師による筋力向上トレーニングへ14名の方をつなぎ、介護予防の支援を行った。教室終了後に体調の変化が生じた対象者には、ご家族からの相談を早急に対応し、適切なサービスにつなげるための支援を行った。	③2・1
	評価の考え方	利用勧奨結果	ポイント数						
	介護予防普及啓発事業利用促進への取り組み	通所介護予防事業、訪問型介護予防事業、その他の社会資源の利用につながった場合	10						
		継続相談支援	6						
		事業参加のチラシを送付した場合	4						
		相談支援	3						
		参加希望なし等	2						
	参考								
	利用勧奨の成果	1 24%以下	2 25～34%	3 35%以上					
	(勧奨結果ポイントの合計)÷(二次予防事業対象者数×10ポイント)								
柔道整復師による筋力向上トレーニング利用人数(介護予防事業利用推奨者を除く)	1 10人以下	2 11～20人	3 21人以上						
※利用推奨の成果、トレーニング利用人数のどちらか基準を上回った方を評価点数とする。									

